

新潟県におられる東日本大震災の
被災者の皆様へ
(福島県、茨城県等避難者)

平成23年8月19日時点

新潟行政評価事務所

東日本大震災で被災された関係者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省新潟行政評価事務所では、「行政相談専用ダイヤル」を開設し、いろいろな問い合わせや要望などを受け付けております。

また、裏面以降のような支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の救済支援を行いますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽に御利用ください。

◆電話による相談受付：

平日の8:30~17:00 **0570-090110**

(常設の行政相談専用電話、要通話料)

- (注) ・ 土曜、日曜、祝祭日、受付時間外は留守番電話で受付いたします。
・ ご利用の電話機 (IP 電話、PHS、一部の携帯電話) によって、上記電話番号につながらない場合があります。その場合は、025-224-1100 をご利用ください。

◆来所による相談受付：平日の8:30~17:15

住所：新潟市中央区西大畑町 5191 番地新潟地方合同庁舎 3 階
新潟行政評価事務所 (行政相談受付窓口)

◆FAXによる相談受付：毎日

025-224-5839

(常設の行政相談専用 FAX、要通話料)

◆メールによる相談受付：毎日

110niigata@soumu.go.jp



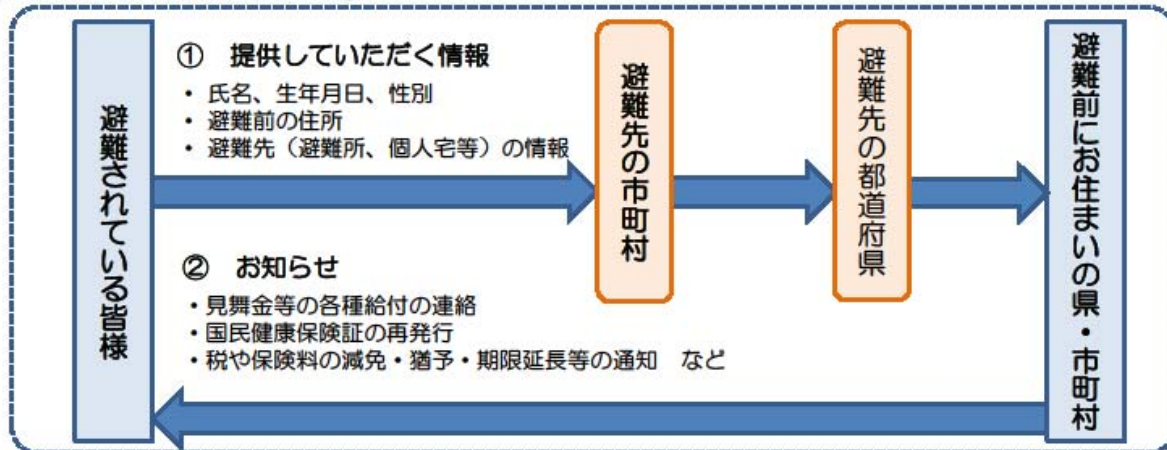
重 要

避難されている皆様へのお願い

全国の市町村で
平成23年4月25日
までに
受付開始（※）

- ① 避難先の市町村へ、ご自身の情報をご提供ください。
 - ② 避難前にお住まいの県や市町村からさまざまなお知らせをお届けできるようになります。
- ※ 受付開始時期など詳しくは、避難先の市町村へお問い合わせください。

【全国避難者情報システム】



（別紙1）

【避難先等に関する情報提供書面】

都道府県コード				市町村コード			
整理番号 (a)							

太枠内のみ記入してください。

① 氏名		② 生年月日		④ 避難元市町村における住所（避難前に居住していた住所）					
(ふりがな)		明・大・昭・平		市 郡 町 村	市町村名より下の住所（指定都市の区、町、字等）				
(漢字)		年 月 日			番 号				
③ 性別		男・女			（マンション・アパート名及び部屋番号）				
⑤ 避難先（避難所又は個人宅等）の所在地				⑥ 避難先の名称（施設名又は個人宅等）		⑦ 当該避難先における滞在開始日		⑧ 行政機関から世帯等を代表して連絡を受けることができる者（連絡先代表者）及び連絡先 (c)	
都 道 府 県	市 区 （特別区の場合）	市町村名より下の住所 （指定都市の区、町、字等）		平成 年 月 日		連絡先代表者である・ない		（連絡先電話番号）	
	郡	番 号							
	町 村	（マンション・アパート名及び部屋番号）				平成 年 月 日			
既に避難先市町村に入居を行っている場合には「O」を記入									

<記入時の留意事項>

(a) 避難先市町村において、整理番号を付すこと。

(b) ③については、当該避難所での滞在が終了し、避難先市町村に対し、その旨の情報提供があった場合には、避難先市町村が記入。

(c) ⑧については、連絡先代表者である場合（一人世帯である場合を含む。）には、「ある」にもつづけ、連絡先電話番号を記入。代表者でない場合は、「ない」にもつづけ、「-」を記入。

【個人情報の取扱いに関する同意】

私は、東日本大震災等への対応に活用するため、避難先市町村、避難先都道府県、避難元県、避難元市町村等の関係行政機関へ上記に記入した情報を提供することに同意します。

平成 年 月 日 (氏名)

(口頭了解の場合) 確認日時:平成 年 月 日 (確認者氏名)

目 次

総合	1
避難者情報・安否確認	1
暮らし	2
住まい	4
医療・健康等	6
放射能	8
仕事・雇用	10
農林水産業	10
事業主・中小企業	12
年金・社会保険	13
税金	14
自動車	15
その他	16

<< 総合 >>

Q1 親戚や友人の家に一時的に避難している。支援を受けるために、まずどのような手続きをすれば良いか。

- ◆ 避難先の市町村に、現在の所在地・連絡先、避難前の住所等をお知らせください。避難前にお住まいになっていた県や市町村から、り災・被災証明、国民健康保険、義援金の支払いなどの手続きについて御連絡ができるようになります（表紙裏参照）。

Q2 り災証明書・被災証明書とは何か。発行してもらうにはどうすれば良いか。

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が震災の被害にあったことを証明するものです。公営住宅等への入居申請、生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請、損害保険の支払請求などに必要となる場合があります。
- ◆ なお、り災証明書は、市町村が建物の被害について現地調査を実施して発行するものですが、今回の大震災では、原子力発電所の事故や道路の寸断・社会的インフラの破壊等により、被災地に立ち入ることができず被害状況を検証できない場合等に、り災証明書に代わる「被災証明書」を発行することとしています（Q2-1参照）。
- ◆ 申請には、印鑑、本人確認ができるもの（免許証等）、被害状況の写真などが必要とされることが多いですが、簡略化されている場合もあります。また、証明書発行には数日を要する場合もあり、市町村によって異なります。
- ◆ 詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村窓口にお問い合わせください。

Q2-1 家屋に損害はないが、原発事故のため遠方に避難している。り災証明は申請できるか。

- ◆ 福島県内の各市町村の中には、①原子力災害に伴う警戒区域（20km圏内）に住居があるため、当該地域に居住できない、②計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に住居があるため、市町村の判断により避難している等の場合に、家屋等の被害が確認できなくても、り災証明書に代わる「被災証明書」を発行しているところもあります。
- ◆ 詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。

<< 避難者情報・安否確認 >>

Q3 家族や知人がどこに避難しているか知りたい。安否について確認したい。

- ◆ 岩手県、宮城県及び福島県では、避難所に入所されている方の名簿等を、ホームページで公表しています。また、岩手県及び福島県では、お電話での問い合わせ窓口も設置されています。
 - 岩手県（TEL：019-629-6911）
 - 福島県（TEL：0120-006-865）※ 宮城県の避難者情報ダイヤルは4月28日をもって受付を終了しました。今後のお問い合わせは、各市町村にお願いいたします。
- ◆ 岩手県警、宮城県警及び福島県警では行方不明者相談ダイヤルを設置し、行方不明の方の安否確認を行っています。
 - 岩手県警（TEL：0120-801-471）
 - 宮城県警（TEL：022-221-2000）

＜暮らし＞

Q4 当面の生活費について貸付を受けたい。

① 生活福祉資金貸付制度

震災で被災し所定の要件に合致する世帯に対し、当座の生活費について無利子で資金の貸付け（貸付限度額は原則10万円以内、特別な場合は20万円以内）が行われています。

詳しくは、新潟県社会福祉協議会（TEL : 025-281-5522）又は、各市区町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

② 年金担保貸付制度

- ・ 厚生年金保険、国民年金又は労災保険の年金を受給されている方に対し、現在年金を受け取られている銀行、信用金庫等の店舗が窓口となり、年金受給権を担保に小口資金の貸付けが行われています。

詳しくは、独立行政法人福祉医療機構（TEL : 0120-3438-65）にお問い合わせください。

- ・ 恩給、共済年金及び災害補償年金を受給されている方に対し、小口資金の貸付けが行われています。

詳しくは、株式会社日本政策金融公庫（TEL : 0120-154-505、土・日・祝日0120-220-353）にお問い合わせください。

Q5 生活を再建するための資金について、どのような公的支援を受けられるか。

① 被災者生活再建支援金（※給付）

- ◆ 岩手県、福島県、青森県、宮城県、茨城県、千葉県及び栃木県の各県全域において、住宅の被害の状況が以下に該当する世帯に対して、当該被災世帯からの申請により、生活必需品等の購入、住宅の改築補修や賃貸住宅の家賃等のための経費として、i) 住宅の被害程度に応じた基礎支援金（50万円から100万円）、ii) 住宅の再建方法に応じた加算支援金（50万円から200万円）が支給されます。

(1) 住宅が「全壊」した世帯

(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

- ◆ 申請期間は、次のとおりです。

i) 基礎支援金： 災害発生日から13か月以内

ii) 加算支援金： 災害発生日から37か月以内

- ◆ 詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。

- ◆ 被災者生活再建支援金は、申請の際に指定した振込先口座に入金されます。今回の震災は未曾有の災害のため、今後、市町村に申請が殺到することが想定され、一概にいつまでとは言えませんが、新潟県中越沖地震にあつては、申請から入金まで概ね1か月程度の時間を要していました。

② 災害援護資金（※貸付）

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が負傷し一定所得以下の世帯に対して、最高350万円まで年利3%で融資しています。

- ◆ 市町村長から震災により著しい被害を受けた旨の証明を受けた方については、特例として、償還期間の延長や利率の軽減が図られています。
- ◆ 詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。

③ 災害弔慰金・災害障害見舞金（※給付）

- ◆ 震災により亡くなられた方の御遺族に弔慰金を、重度の障害を受けられた方に見舞金を支給します。
 - 災害弔慰金 生計維持者が亡くなられた場合：500万円
 その他の方が亡くなられた場合：250万円
 - 災害障害見舞金 生計維持者が重度の障害を受けられた場合：250万円
 その他の方が重度の障害を受けられた場合：120万円
- ◆ 詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。

Q6 義援金を受け取るにはどのような手続きが必要か。また、いつ頃受け取れるのか。

- ◆ 義援金については、国で受け付けた義援金と被災都道府県の義援金を併せて、被災都道府県に設置された配分委員会で配分額を決定します。
- ◆ 第一次配分の対象は、次のとおりです。
 - ① 地震・津波により住家が全壊・半壊した世帯（国配分額：全壊35万円/世帯、半壊18万円/世帯）
 - ② 福島第一原子力発電所から30kmの圏内にある世帯（国配分額：35万円/世帯）
 - ③ 「計画的避難区域」に設定された区域内にある世帯（国配分額：35万円/世帯）
 - ④ 震災により亡くなられた方の御遺族及び行方不明の方の御家族等（国配分額：1人当たり35万円）
 なお、県・市町村によっては、独自に配分額や配分対象を追加している場合があります。
- ◆ また、今後、第二次以降の追加配分も予定されています。
- ◆ 申請は世帯主が市町村を通じて行うこととなります。市町村ごとに必要な手続き、申請書の様式等が異なる場合がありますので、詳しくは避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。
 - ※ 被害状況の確認等が必要なため、受け取りまでは時間を要することもあります。
- ◆ 義援金を支出した場合の税法上の取扱いはおおりのとおりです。
 - 所得税

個人の方が義援金を支出した場合は、その義援金が国又は地方公共団体に対する寄附金や財務大臣が指定するものなどであるときは、寄附金控除の対象となります。
 - 法人税

法人が義援金を支出した場合は、その義援金が「国又は地方公共団体に対する寄付金」、「指定寄付金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。
 - 住民税

個人の方が寄附した日本政府が受け付けた義援金については、「ふるさと寄附金（＝地方公共団体に対する寄付金）」として、寄付金控除の対象となります。また、法人が寄附した義援金については、法人税の取扱いにおいて「国又は地方公共団体に対する寄付金」、「指定寄付金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入され、法人住民税（法人税割）及び法人事業税に反映されます。
- ※ 所得税、法人税については税務署、住民税については市町村にお問い合わせください。

Q7 児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けたい。

- ◆ 児童扶養手当及び特別児童扶養手当は、原則、一定以上の所得がある場合は受給できませんが、この度の震災を受けた特別措置として、所得制限が解除される場合があります。
- ◆ 詳しくは、現在避難されている市町村にお問い合わせください。

Q8-1 生活保護を受給したい。

Q8-2 原発の影響で自宅に戻ることができないが、自宅等の資産があっても生活保護を受給できるのか。

- ◆ 生活保護は、本来の居住地において申請を行うこととされていますが、この度の震災を受けた特例措置として、本来の居住地を離れて遠方に避難されている場合は、避難先でも申請を行うことができるようになりました。
- ◆ 原発事故により遠方に避難されている場合についても、申請を行うことができます。その際、居住地に資産があっても、処分が困難なため、生活保護を受給できる場合があります。
- ◆ 詳しくは、現在避難されている市町村にお問い合わせください。

<< 住まい >>

Q9 避難先の新潟県で家を探したいが、どうすれば良いか。

- ◆ 新潟県では、岩手県、宮城県、福島県から新潟県へ避難している方を対象に、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供する借上げ住宅制度を実施しています。(P26、27参照)
借上げ住宅の条件、対象者等、詳細については、新潟県防災局広域支援対策課支援グループ(TEL:025-282-1775)までお問い合わせください。
- ◆ その他、住宅を探しておられる方に対して、公営住宅、民間賃貸住宅の情報を提供しています。
- ◆ 詳しくは、次の連絡先にお問い合わせください。

公営住宅 ○ 被災者向け公営住宅等情報センター(TEL:0120-297-722 [9時から18時])

UR住宅 ○ UR都市機構 新潟県住宅供給公社(TEL:025-285-6111)

[土・日曜日、祝日以外の8時30分から17時15分]

民間賃貸住宅 ○ (社)全国賃貸住宅経営協会新潟県支部(TEL:025-231-5848)

○ (社)新潟県宅地建物取引業協会(TEL:025-247-1177「9時から17時」)

※ 公営住宅等への一時的な入居の申込時には①市町村の発行している被災証明書(様式任意)又は②住所地が確認できる運転免許証等の提示が必要です。

Q10 避難前の市町村に戻って仮設住宅に入居したいが、どうすれば良いか。仮設住宅はいつ頃完成するのか。

- ◆ 現在、岩手県、宮城県、福島県等で応急仮設住宅の建設が進められており、6月末時点で約3万戸が完成。8月16日現在、約3万7千戸が完成しています。予定より遅れていますが用地が確保されれば、建設工事の期間は着工から3週間程度で完成する見込みです。
- ◆ 応急仮設住宅は、使用期間は原則として2年間ですが、1年ごとに何度でも延長ができるよ

うになりました。

- ◆ 入居の申込や詳細は、被災前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。
(参考) 国土交通省HP：http://www.mlit.go.jp/report/daisinsai_kasetu.html
(岩手県、宮城県及び福島県の入居募集状況等について、各県のHPへリンクしています。)

Q11 損壊した自宅を修理したいが、どうしたら良いか。

- ◆ 被災地専用フリーダイヤル「住まいるダイヤル」(※)では、被災した住宅の補修・再建について、無料の診断・相談を受け付けています。
 - 住まいるダイヤル (TEL：0120-330-712 [10時から17時(日・祝日を除く)])
 - ※ 対象地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、新潟県及び長野県です。
- ◆ 被災した住宅の再建については次のような支援制度もあります。
 - ① 被災者生活再建支援金
住宅が全壊・大規模半壊するなどの被害を受けた世帯に対して、支援金が支給されます。
(詳細はQ5参照)
 - ② 応急修理費用
避難場所からの被災者の帰宅促進のため、被災により大規模半壊・半壊した住宅について、仮設住宅に入居しない方で、所得・年齢等要件に合致する方を対象に、被災した住宅の居室、台所、トイレ等、日常生活に必要な部分の応急修理費用を支給する制度です。
詳しくは、避難前にお住まいになっていた市町村にお問い合わせください。
 - ③ 災害復興住宅融資及び災害復興宅地融資
震災により自宅が被害を受けられた方に対して、住宅を建設・購入、補修するための資金を低利で融資しています。また、住宅に被害がなく、宅地のみ被害が生じた場合の宅地の補修に対する融資も行っています。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
 - 住宅金融支援機構 被災者専用ダイヤル (TEL：0120-086-353 [9時から17時])

Q12 家や土地の権利証をなくしてしまった。

- ◆ 震災により土地や建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失した場合でも、所有権等の権利を失うことはありません。また、権利証を紛失したからといって、不動産の売却等の処分ができなくなることもありません。
- ◆ 登記制度についての詳細は、お住まいの地域を管轄する法務局・支局又は新潟地方法務局までお問い合わせください。

新潟地方法務局不動産登記部門	025-222-1561 (代表)
仙台法務局民事行政部不動産登記部門	022-225-5767
盛岡地方法務局登記部門	019-624-9852
福島地方法務局不動産登記部門	024-534-1111
- ◆ 土地・建物の権利や不動産取引等については、(財)不動産流通近代化センターの「不動産ホットライン」(TEL：0120-913-241 [平日10時から17時] ※8月31日まで)においても、無料で

御相談を受け付けています。

<< 医療・健康等 >>

Q13 震災で保険証をなくしてしまったが、病院で診察してもらえるか。

- ◆ 保険診療を受ける際には、窓口で保険証の提示が必要になります。保険証を紛失された方は、加入している医療保険の保険者（市町村、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合等）から保険証の再交付を受けてください。
- ◆ 被災者の皆様については、窓口負担が免除となる場合があります。その際には、一部負担金等の「免除証明書」の提示が必要となりますので、ご加入の医療保険の保険者に申請してください。
- ◆ 詳しくは、国民健康保険については、お住まいの市町村又は新潟県福祉保健部国保・福祉指導課（TEL：025-280-5185）、健康保険については全国健康保険協会新潟支部（TEL：025-242-0260）にお問い合わせください。

Q14 病院にかかりたいが、お金がなく窓口負担の支払いができない。

- ◆ 災害救助法が適用されている被災地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域にお住まいの方（震災後に他の市町村に転入された方を含む。）で、以下に該当する方は、平成24年2月29日まで（入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日をまでを予定）、医療機関の窓口負担が免除されます。その際、窓口で免除証明書の提示が必要となります。
 - (1) 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
 - (2) 主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
 - (3) 主たる生計維持者が行方不明である方
 - (4) 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - (6) 福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - (7) 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方
- ◆ 窓口負担の免除を受けるためには、加入している医療保険の保険者が発行する「一部負担金等の免除証明書」が必要となります。ご加入の医療保険の保険者（市町村、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合等）に、免除申請を行ってください。（なお、免除申請の際には保険証が必要となりますので御留意ください。）

ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、右欄の日から免除証明書の提示が必要となります

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年8月1日
宮城県	女川町	平成23年10月1日
	南三陸町	平成23年9月1日
福島県	田村市、南相馬市	平成23年8月1日

	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで免除証明書は不要
--	-------------------------------------	------------------

Q14-2 窓口負担が不要なことを知らずに、病院ですでに支払ってしまったので、お金を返してほしい。

- ◆ 平成23年6月末までの間に、窓口負担の免除対象に該当するにも関わらず、窓口負担を支払った場合、加入している健康保険の保険者に還付申請書を提出することにより、支払った窓口負担の還付を受けられます（※）。
- ※ 還付申請書のほか、り災・被災証明書等の免除の要件に該当する事実を確認できる書類、領収証等を添付する必要があります。
- ◆ 7月以降に、免除証明書の交付の遅延等のやむを得ない事情により、免除証明書を窓口に出すことができなかった場合についても、上記と同様に還付を申請することができます。

Q15 避難先でも介護サービスを受けたい。

- ◆ 平成23年7月1日から介護保険の被保険者証の提示が必要です。
- ◆ 災害救助法が適用されている被災地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域にお住まいの方（震災後に他の市町村に転入された方を含む。）で、以下に該当する方は、平成24年2月29日まで（介護保険施設等の食費・居住費等の減免は平成23年8月31日をまでを予定）、介護サービスの利用者負担等が免除されます。その際、利用者負担の「免除証明書」の提示が必要となります。
 - (1) 主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方
 - (2) 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を負い、若しくは長期間入院し収入が減少した方
 - (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - (4) 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - (6) 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - (7) 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方
- ◆ 利用料の免除を受けるためには、市町村が発行する「利用料免除証明書」が必要となります。お住まいの市町村で被保険者証明の再交付や免除申請の手続きを行ってください。（なお、免除申請の際には被保険者証が必要となりますので御留意ください。）
- ◆ ただし、以下の市町村の方は、右欄の日から免除証明書等の提示が必要となります。

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
	宮古市	平成23年 9月 1日
宮城県	女川町、東松島市	平成23年 8月 1日
	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町	平成23年 9月 1日
	石巻市、南三陸町	平成23年 10月 1日

福島県	郡山市、南相馬市	平成23年 8月 1日
	白河市	平成23年 9月 1日
	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

- ◆ 詳しくは、お近くの市区町村の介護保険担当窓口や地域包括支援センターに御相談ください。

Q16 震災後、不安で気持ちが落ち着かない。

- ◆ 被災後、「夜眠れない」「不安で落ち着かない」「震災の時の夢を繰り返し見る」など、こころの健康に対する相談を行います。
- ◆ 東北地方太平洋沖地震 こころのケアホットライン（フリーダイヤル 0120-150-091 専用電話 025-285-5510[平日8時～17時まで]）、東日本大震災心の相談電話（03-3813-9960[月・火・木・金曜日19時から21時]）に御相談ください。また、以下の相談先の検索サイトも御参照ください。
「いのちと暮らしの相談ナビ」（<http://lifelink-db.org/>）
- ◆ また、被災した子どもたちの心の悩みや不安については、チャイルドライン（TEL：0120-99-7777 [16時から21時（日曜は除く）]）、子どもの人権110番（TEL：0120-007-110）及び全国の児童相談所（TEL：0570-064-000 ※全国共通ダイヤル）でも相談を受け付けています。

<< 放射能 >>

Q17 自分の住んでいる地域では、放射能がどれくらい観測されているか知りたい。
また、どれくらいの濃度になると健康への影響があるのか。

- ◆ 全国各地で放射線量を測定しており、文部科学省のホームページや各都道府県のホームページ等で、随時公表しています。
○ 文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/saigai_johou/syousai/1303723.htm
- ◆ 被ばくした放射線量が、例えばおよそ100ミリシーベルト未満では、放射線ががんを引き起こすという科学的な証拠はありません。また100ミリシーベルトの放射線量では、わずかにがんで死亡する人の割合を高めると考えられています。（中略）放射線による影響は、喫煙や食事などの生活習慣を原因とするがんの危険性の数十分の一と言う低い値で、過度に心配する必要はありません。さらに、原子力発電所周辺の避難地域以外では、普通に生活をしている限り100ミリシーベルトを超えることは無いと考えられ、普段どおりの生活をしていただいても何ら問題はありません。（独）放射線医学総合研究所HPより引用
- ◆ 不安な場合は、相談窓口で御相談ください（相談窓口についてはQ18参照）。

Q18 原発事故による放射能の身体への影響について相談したい。

- ◆ 原発事故に伴う健康相談を実施しています。体の不調を感じる方は窓口で御相談ください。
- ◆ 詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。

○ 文部科学省原子力支援対策支援本部

【健康相談ホットライン】（TEL：0120-755-199 [9時から21時]）

○ 独立行政法人放射線医学総合研究所

【被ばく医療健康相談ホットライン】（TEL：043-290-4003 [9時から17時]）

- ◆ 3月11日時点で福島県に居住されていた方を対象に、福島県では放射線の影響による不安の解消や将来にわたる健康管理を目的とした「県民健康管理調査」が実施されることとなりました。まず、全県民（県外に避難されている方も対象）を対象に3月11日から25日の行動記録を把握するための「基本調査」が実施されます。問診票は8月以降に配布される予定です。

詳しくは、福島県災害対策本部救援班県民健康管理チーム(TEL:024-521-8028(8:30~19:00))までお問い合わせください。

Q19 放射能の単位がよく分からない。

- ◆ 放射能というものは、放射線を出す性質のことで、シーベルトはその「放射線」が人体に与える影響を表す単位です。

東京電力の会見などでよく使われている単位はシーベルト/hour（シーベルトパーアワー＝1時間あたりに浴びる放射線量）です。

ミリとマイクロの違いは、1シーベルト=1,000ミリシーベルト=1,000,000マイクロシーベルトとなります。

Q20 野菜や魚を食べても放射能の影響はないのか。

- ◆ 規制値を超えた一部の農作物等については、出荷制限が行われ、当該農作物等については、現在、市場に流通していません。

一方で、これまでの調査結果から、出荷制限の対象となっていない農作物等については、引き続き市場において受け入れられています。

国としても、引き続き、政府一体となった科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供に努めてまいりますので、消費者並びに小売業の皆様におかれましては、普段どおりに買い物や商売をしていただくようお願いいたします。

Q21 原発事故により避難を余儀なくされたため、生活に著しい損害が生じている。

- ◆ 福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難や屋内退避等が指示された地域にお住まいの方について、東京電力では、世帯単位で避難に係る費用の一部を「仮払補償金」としてお支払することとしています（1世帯当たり100万円、単身世帯の場合75万円）。

（※ 農林水産業に係る損害についてはQ26を、事業に係る損害についてはQ30を御参照ください。）

- ◆ 仮払補償金請求書の用紙は、避難所等において配布されていますが、御希望に応じて郵送も行っています。

- ◆ また、避難や屋内退避された方は、それぞれの避難状況に応じて「追加仮払補償金」をお支払することとしています（各個人10万円から30万円）。請求書類は「仮払補償金」を御請求いただいた世帯主様又は世帯の代表者様のご避難先に郵送されることとしています。

- ◆ 請求書の郵送の御希望や記入方法に関する質問等は、東京電力「福島原子力補償相談室」(TEL：0120-926-404、[9時から21時まで])までお問い合わせください。

- ◆ 書類送付先：〒105-8730 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
郵便事業株式会社芝支店 私書箱78号

<< 仕事・雇用 >>

Q22 働いていた事業所が被災したために、休業・離職せざるを得なくなった。また、賃金や退職金も未払いである。

- ◆ 事業所が被災に伴い事業が休止・廃止されたため働くことができない方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できる場合があります。また、勤めていた会社が倒産して給料や退職金が支払われない場合には、国が会社に代わってその一部を立て替え払いする制度があります。
- ◆ 詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。
(最寄りのハローワークについては22、23ページを御参照ください。)

Q23 震災で仕事を失ってしまったので、新たに仕事を探したい。

- ◆ 全国のハローワークで「震災特別相談窓口」を設置し、被災者の方から仕事に関する御相談を受け付けています。避難先での一時的な仕事についても御相談に応じます。
- ◆ 震災により離職した方が、再就職のための技能や知識を身に付ける必要がある場合、無料で職業訓練を受けることができます。
- ◆ また、震災の影響で内定先への就職が難しくなった学生の方からの御相談についても、受け付けています。
- ◆ 御相談は、最寄りのハローワークを御利用ください。
(最寄りのハローワークについては22、23ページを御参照ください。)

Q24 仕事中に被災し、労災保険の請求をしたいが、証明書が入手できない。

- ◆ 労災診療や休業補償の請求に当たって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求することができます。
- ◆ 詳しくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。
(最寄りの労働基準監督署については22ページを御参照ください。)

<< 農林水産業 >>

Q25 地震や津波で被害を受けたが、農地・施設の復旧や経営再建のために、どのような支援を受けられるか。

- ◆ 被災した農地や農業施設の復旧に当たり、国又は地方公共団体が災害復旧事業を実施します。災害復旧の迅速化に向けて手続きの簡素化や、二次災害防止のために災害査定を待たずに工事に着手できる査定前着工を行っています。
- ◆ 農林水産省では、農林水産業被害に関する被害に関するフリーダイヤル（TEL：0120-355-567）を設置し、御相談を受け付けています。
- ◆ 日本政策金融公庫では、被災された農林漁業者や食品産業者等を対象に農林漁業セーフティ

ーネット資金の利用や融資及び返済についての相談窓口を設置しています。

- ◆ 詳しくは、日本政策金融公庫（TEL：0120-154-505 [平日9時から19時]、TEL：0120-926-478 [休日9時から17時]）にお問い合わせください。
- ◆ 水産庁では、被災地域にある水産業共同利用施設（市場、製氷施設、冷凍冷蔵施設等）の復旧に必要な機器等（フォークリフト、簡易冷蔵庫、簡易倉庫等）の整備を支援しております。詳しくは水産庁加工流通振興課（03-6744-2349）までお問い合わせください。

Q26 原発事故による農産物・水産物の出荷制限、風評被害等による損害について、補償を受けられないか。

- ◆ 農家の方々に対する補償の範囲については、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、原子力損害賠償紛争審査会が定める原子力損害の範囲の判定の指針に基づき判断されることとされています。第一次指針（平成23年4月28日）、第二次指針（平成23年5月31日）の詳細は原子力損害賠償紛争審査会（TEL:03-5253-4111（内4576））へお問い合わせください。
- ◆ 現在、上記の審査会が定めた「原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（平成23年4月28日）に基づき、東京電力では、政府による出荷制限指示や地方公共団体による出荷自粛要請等（以下、「政府等による出荷制限指示等」という。）に係る損害等について、仮払補償金の受付を行っています。
請求の手続きは関係団体で取りまとめて行いますので、所属しているJAや漁協等へお問い合わせください。なお、個別に請求される方は、東京電力 福島原子力補償相談室（TEL：0120-926-404 [9時から21時]）までお問い合わせください。
- ◆ また、「原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」（平成23年5月31日）では、第一次指針で対象とされなかった損害等について、①「政府等による出荷制限指示等」として「出荷制限指示等の対象品目の作付断念に係る損害」、「出荷制限指示等の解除後の損害」②「政府等による作付制限指示等に係る損害」も対象とされました。
- ◆ また、第一次指針で対象外とされた風評被害の損害についても、第二次指針で対象とされておりますので、損害状況を確認できるよう、次のような資料があれば、引き続き保管していただきますようお願いいたします。
 - 対象
出荷制限指示等（平成23年4月まで）が出されたことがある区域で産出された農林産物、畜産物及び水産物（いずれも食用に限る）
 - 保管していただく資料
 - (1) 各種資材等の購入に係る領収書や購入伝票
 - (2) 収穫や給与に至らなかった農作物・飼料の数量等を明らかにできる作業日誌
 - (3) 農畜産物に係る過去の生産量の記録、納品台帳、出荷伝票、回収・処分した場合の領収書
 - (4) 家畜の能力を示す証明書や飼養管理に係る記録
 - (5) 納税関係書類（損益計算書等）
 - (6) 現況を示す写真

Q27 営農を再開できるようになるまで、どうやって生計を立てたら良いのか。

- ◆ 地震・津波の被害に係る災害復旧事業の作業員として、被災農家の方々を積極的に雇用することとしています。
- ◆ 全国農業会議所・全国新規就農相談センターでは、震災の被災者の方々を積極的に雇用したい農業法人等を募集し、被災者の方の御希望（稲作、酪農等といった経営形態や住居施設の有無等）に沿った求人情報を提供しています。
 - 全国農業会議所（TEL：03-6910-1121）
 - 全国新規就農センター（TEL：03-6910-1126、<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>）

Q27-1 平成23年度の農業者個別所得補償制度の加入申請期限は延長されるのか。

- ◆ 意欲ある農家を支えることを通じて、「食」と「地域」の再生とともに、食料自給率を向上させる取組です。
- ◆ 東日本大震災の被災地の申請期限は8月31日です。
- ◆ 対象地域は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の上野市及びおいらせ町、新潟県十日町市、上越市及び津南町並びに長野県栄村
- ◆ 御相談はお近くの農政局または農政事務所までお問い合わせください。

東北農政局 農業者戸別所得補償制度推進室	022-722-7337
関東農政局 戸別所得補償対策室	048-740-0124
北陸農政局 戸別所得補償制度推進室	076-232-4133

<< 事業主・中小企業 >>

Q28 中小企業者を対象とした支援制度にはどのようなものがあるか。どこに相談したら良いか。

- ◆ 公的金融機関（日本政策金融公庫・商工組合中央金庫）での借入や民間金融機関での借入について、各種の支援制度があります。民間金融機関での借入については、保証協会による保証を付けることもできます。
- ◆ 公的金融機関での借入等については、次の窓口までお問い合わせください。
 - 日本政策金融公庫
TEL：0120-154-505 [平日9時から19時]、TEL：0120-327-790 [休日9時から17時]
 - 商工組合中央金庫
TEL：0120-079-366 [平日9時から19時]、TEL：0120-542-711 [休日9時から17時]
- ◆ どのような施策があるか詳しく知りたい、又はどこに相談したら良いか分からない場合、中小企業電話相談ナビダイヤル（TEL：0570-064-350 ※）までお問い合わせください。（※全国共通の番号です。お近くの経済産業局につながります。）
- ◆ なお、いわゆる「二重ローン対策」として、被災地域の中小企業再生支援協議会において被災した中小企業への相談体制を強化、債権を買い取る機構を設立する等の方針が2011年度第2次補正予算に盛り込まれています。詳しくは、関東経済産業局産業部中小企業金融課（048-600-0425）までお問い合わせください。

Q29 震災の影響で材料や部品の調達等が困難になり、事業を縮小せざるを得なくなったが、従業員の解雇はせずにできる限り雇用を維持したい。

- ◆ 震災の影響（※）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の方が、労働者の雇用を維持するために休業等をした場合、雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金（1人1日当たり7,505円を上限として、休業手当等の負担相当額の3分の2（中小企業の場合は5分の4））が助成されます。
※ 事業所の倒壊や設備の損壊等、地震・津波の直接的な被害によるもの、避難勧告や避難指示等、法令上の制限による休業の場合は、雇用保険の特例措置として、従業員が離職していても失業手当が支給されますので、助成の対象外です（Q22参照）。また、電力使用制限や使用電力抑制により事業の縮小が認められる場合は対象外ですが、これ以外の経済上の理由が更にある場合や、取引先が受けたことにより売上げが減少した等、間接的な影響を受けた場合は助成されます。
- ◆ 詳しくは、最寄りのハローワークまで御相談ください。
(最寄りのハローワークについては22、23ページを御参照ください。)

Q30 事業所が避難区域内にあるため、休業や事業所の移転等で損害が生じている。

- ◆ 現在、原子力損害賠償紛争審査会が定めた「原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」に基づき、東京電力では、避難区域内で事業（製造業、建設業、販売業、サービス業、運送業その他の事業一般）を営んでいた方に対して、営業不能による減収や事業所の移転費用等に係る営業損害についての仮払補償金の支払いを行っています。
- ◆ 請求の手続きは、仮払補償金請求書に必要書類（決算書又は確定申告書等）を添付し、東京電力に直接送付します。（事業者団体等で請求の取りまとめを行っている場合がありますので、所属団体等に御確認ください。）
- ◆ 請求書用紙の郵送の御希望や記入方法に関する御質問等は、東京電力「福島原子力補償相談室」（TEL：0120-926-404、[9時から21時まで]）までお問い合わせください。
- ◆ 書類送付先：〒105-8730 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
郵便事業株式会社芝支店 私書箱78号
東京電力株式会社 宛

<< 年金・社会保険 >>

Q31 年金証書・年金手帳を紛失してしまったので、再交付してほしい。

- ◆ 年金証書、年金手帳を紛失した場合は、最寄りの年金事務所で再交付ができます。
来所相談が困難な場合は、電話で届出用紙の送付受付も行っています。
- ◆ 詳しくは、市町村の国民年金担当窓口、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル（TEL：0120-707-118（平日9時から17時））又は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。
(最寄りの年金事務所については23、24ページを御参照ください。)

Q32 遺族年金や老齢年金の請求をしたいが、役場が機能していないので戸籍や住民票等の必要な書類が用意できない。

- ◆ 必要な書類がすべてそろっていなくても手続きは行えますので、まずは最寄りの年金事務所に御相談ください。その際、御本人の身分を確認できる運転免許証、死亡診断書（遺族年金の場合）等があれば、できるだけお持ちください。
- ◆ 震災発生の翌日から3か月の間行方が分からない方については、御家族の方からの申立書や第三者の証明書等により、平成23年3月11日に亡くなられたものと推定して遺族年金等の手続き等を行うことができます。
- ◆ 後日、書類の取得が可能となった際に、日本年金機構が、可能な限り御本人に代わって市役所等から必要書類を取得することとしています。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル（TEL：0120-707-118（平日9時から17時））又は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。
（最寄りの年金事務所については23、24ページを御参照ください。）

Q33 国民年金保険料の支払いが困難である。

- ◆ 住宅や家財等に2分の1以上の損害が生じた方や、原発事故に伴い避難を余儀なくされている方等、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて国民年金保険料が免除されます。
- ◆ 免除される期間は、平成23年2月分から平成24年6月分までの期間です。（震災があった平成23年3月11日以降に納期限があるもの）。免除申請のお手続は平成24年3月末までにお済ませください。
- ◆ 詳しくは、市町村の国民年金担当窓口、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル（TEL：0120-707-118（平日9時から17時））又は年金事務所にお問い合わせください。
（最寄りの年金事務所については23、24ページを御参照ください。）

Q33-2 事業所が被災し、社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）の支払いが困難である。

- ◆ 青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に所在する事業所が納付する社会保険料について、自動的に納付期限が延長されています。延長期間中は口座振替は行われません。
- ◆ 上記の対象地域以外の事業所でも、被災の状況によって、納付の猶予を受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル（TEL：0120-707-118（平日9時から17時））又は年金事務所にお問い合わせください。
（最寄りの年金事務所については23、24ページを御参照ください。）

<< 税金 >>

Q34 国税について、減免や申告・納付期限の延長を受けられないか。

- ◆ 国税の特例措置として、申告等の期限延長、納税の猶予が受けられます。また、次のような減免制度があります。

○所得税

震災などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部減免を受けられます。また、被災により住

めなくなった住宅も、引き続き所得税の住宅ローン控除の適用を受けられます。

○相続税・贈与税

震災により被害を受けた方は、特例として相続税・贈与税の課税価格を取得時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができます。

○自動車重量税

震災により被害を受け廃車となった被災自動車の永久抹消登録等を行った場合、東日本大震災の日（平成23年3月11日）から車検期間満了日までの期間に応じて、自動車重量税の還付を受けることができます（永久抹消登録についてはQ38参照）。

また、被災自動車を買替えた際、最初に受ける自動車検査証の交付に係る自動車重量税が免除されます。

○登録免許税

被災した建物の建替え等に関して、建物の所有権の保存・移転の登記やその建物の敷地の所有権の移転の登記について、一定の要件の下、登録免許税が免除されます。

◆ 制度の詳細や必要な手続き等について、詳しくは最寄りの税務署（平日8時30分から17時）にお問い合わせください。

◆ 制度の詳細や必要な手続き等について、詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。（最寄りの税務署については24ページを御参照ください。）

Q35 地方税について、減免や申告・納付期限の延長を受けられないか。

◆ 地方税についても、市町村や県ごとの判断により、条例に基づいて申告・納付期限が延長されています。また、次のような減免制度があります。

○住民税

所得税と同様に、住民税についても雑損控除による軽減を受けることができます。また、被災により住めなくなった住宅も、引き続き住民税の住宅ローン控除の適用を受けられます。

○固定資産税

津波により甚大な被害を受けた地域として市町村長が指定した地域の土地や家屋は、個別の申請がなくても、平成23年度の固定資産税や都市計画税が課税されません。

○不動産取得税

被災したため新たに家屋や土地を取得する場合、従前の家屋・土地の面積相当分については、不動産取得税が課税されません。

○自動車税等

被災した自動車を買替えた場合、自動車取得税は課税されません。また、平成23年度から25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税も課税されません。

◆ 制度の詳細や必要な手続き等については、避難前にお住まいになっていた県・市町村にお問い合わせください。

※ 住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税については市町村、不動産取得税、自動車取得税・自動車税については県にお問い合わせください。

<< 自動車 >>

Q36 自動車運転免許証をなくしてしまったので、再交付してほしい。

- ◆ 自動車運転免許証を紛失した場合は再交付ができます。詳しくは、北蒲原郡聖籠町にある新潟運転免許センター（TEL:025-256-1212[10時から11時、13時から16時]）及び長岡・上越・佐渡の各支所にお問い合わせください。

新潟県及び市町村が提供する公共施設に避難されている方は、各避難施設に設置の自動車運転免許証受付を済ませてください。

Q37 運転免許証の有効期限が切れてしまうが、更新に行くことができない。

- ◆ 被災者の方は、自動車運転免許証の更新期限が延長されます。被災地にお住まいの方で、有効期間の末日が平成23年3月11日以降となっている方は、8月31日まで引き続き運転することができます。申請等の手続等は不要です。対象となる被災地については、運転免許センター、又は各警察署の交通課にお問い合わせください。

Q38 震災のため使用できなくなった自動車の登録を抹消したい。

- ◆ 震災のため滅失又は使用できなくなった自動車について登録を抹消する場合、登録番号が分からなくても、番号の一部や車種等により自動車が特定できれば手続きができます。
- ◆ 実印を紛失したり、印鑑登録証明書が入手できない場合、免許証等の本人確認ができる書面の提示・署名をもって代えることができます。
- ◆ 詳しくは、新潟運輸支局（TEL：050-5540-2040）までお問い合わせください。

Q39 津波で浸水した自動車をそのまま使用しても大丈夫か。

- ◆ 浸水の状況によっても異なりますが、一度海水が浸水すると、外観上は問題がなさそうな状態でも電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、整備工場で点検を受けてください。
- ◆ 最寄りの整備工場が分からない場合は、各県の自動車整備振興会にお問い合わせください。

岩手県自動車整備振興会	019-637-2882	千葉県自動車整備振興会	043-241-7254
宮城県自動車整備振興会	022-236-3323	茨城県自動車整備振興会	029-248-7000
福島県自動車整備振興会	024-546-3451		

<< その他 >>

Q40 預金通帳と印鑑をなくしてしまったが、預金を引き出すことはできるか。

- ◆ 預金通帳や印鑑を紛失した場合でも、窓口で運転免許証、健康保険証等の本人であることが確認できる書類を提示することにより、金融機関で預金の払い戻しを受けることができます（金額は10万円程度まで。ゆうちょ銀行は20万円まで）。
- ◆ 本人であることが確認できる書類を紛失してしまった場合でも、住所・氏名等の登録情報の確認により払い戻しを受けられる場合があります。
- ◆ 避難先にお取引金融機関の店舗がない場合、他の金融機関で預金の払い戻しを取り扱って

るところもあります。

- ◆ 詳しくは、お取引金融機関や避難先の金融機関にお問い合わせください。

Q40-2 震災で身内が亡くなり、預金通帳等もないので、取引先金融機関が分からなくなってしまった。

- ◆ 全国銀行協会の被災者預金口座照会センターでは、震災で亡くなられた方や行方不明の方の預金口座がどの銀行にあるのか分からなくなってしまった場合に、ご遺族・ご親族から口座の有無についての照会を一括で受け付ける窓口を設置しています。（TEL：0120-751-557 [平日9時から17時]）

※ 5月31日（火）から、信用金庫、信用組合、農業協同組合（連合会を含む。）、漁業協同組合（同）及び商工組合中央金庫の預金・貯金口座についても、同センターにおいて照会可能となりました。

Q41 汚れたり破れてしまった紙幣は、どうすれば良いか。

- ◆ 日本銀行の本店・支店では、お金が破れたり燃えたりした場合、表・裏両面があることを条件に、次のとおり残存面積に応じて引換えを行っています。

- ・ 3分の2以上 → 全額引換え
- ・ 5分の2以上、3分の2未満 → 半額引換え
- ・ 5分の2未満 → 引換え不可

- ◆ 詳しくは日本銀行新潟支店（025-223-8425）にお問い合わせください。なお、引換えの際に本人確認を求められる場合がありますので、運転免許証等をお持ちください。ない場合は、口座を開設している金融機関に御相談ください。

Q42 運転免許証や保険証等、本人確認ができる書類を紛失してしまったが、住民票の写しの交付を受けることはできるか。

- ◆ 住所地の市区町村において、住民票の記載事項や家族構成等の御本人しか知り得ない情報を口頭で確認する等の方法により住民票の写しを取得できる場合があります。
- ◆ 遠方の避難所等に一時的に避難していても、住民票の写しが確実に御本人に到達することが見込まれる場合には、住所地の市区町村の判断で避難先に写しを送付することも可能です。

Q43 地震保険や生命保険については、どこに問い合わせたら良いか。

- ◆ 保険証券の紛失等のため加入していた保険会社が分からない場合は、次の窓口で契約の有無についての照会を受け付けています。

○ 地震保険

（社）日本損害保険協会 地震保険契約会社照会センター（TEL：0120-501331）

○ 生命保険

（社）生命保険協会 災害地域生保契約照会センター（TEL：0120-001731）

- ◆ 被災地域にお住まいの方からの申請により、保険料の払い込みが最長で6か月猶予されます。

詳しくは、契約先の保険会社にお問い合わせください。

- ◆ 地震保険、生命保険に関する全般的な御相談、苦情等は、次の窓口にお問い合わせください。
 - (社) 日本損害保険協会 そんがいほけん相談室 (TEL : 0120-107808)
(携帯・PHSからは03-3255-1306)
 - (社) 生命保険協会 生命保険相談所 (TEL : 0120-226-026)
新潟県連絡所 (TEL : 025-245-8981)

Q44-1 震災で世帯の経済状況が変わったので、急遽、奨学金を受けたい。
Q44-2 奨学金の返還が困難になった。

- ◆ 日本学生支援機構では、被災地に居住する世帯の学生に対する緊急採用奨学金の申請を受け付けています。
- ◆ 株式会社日本政策金融公庫では、災害により被害を受けた方に対して、国の教育ローンの災害特例措置を設けています。

項目	災害特例措置の内容	(参考) 現行
所得制限	子供1人世帯及び2人世帯の世帯年収(所得) 上限額を引き上げ 子供1人世帯 990(770)万円 2人世帯 990(770)万円 ※ 3人世帯以降は現行どおり	子供の人数に応じて、世帯年収(所得)が以下の金額以内 子供1人世帯 790(590)万円 2人世帯 890(680)万円 3人世帯 990(770)万円 ※ 4人世帯以降は一定額を上乗せ
返済期間	18年以内へ延長	15年以内
融資利率	年2.45% (母子家庭は年2.05%)	年2.85% (母子家庭は2.45%)

- ◆ 現在、奨学金を返還中で災害により返還が困難となった場合は、日本学生支援機構に申請することで返還期限猶予・減額返還ができます。
- ◆ 詳しくは、下記までお問い合わせください。
 - 奨学金の申し込み手続き等について → 在学している学校
 - 国の教育ローンの申し込み手続きについて → 株式会社日本政策金融公庫 国の教育ローンコールセンター (TEL:0570-008656)
 - 奨学金の返還について → 日本学生支援機構 (TEL : 0570-03-7240)
※ PHS・一部の携帯電話からは03-6743-6100

Q45 公共料金等について、減免を受けられないか。

◆電気料金

災害救助法が適用された市町村において、被害を受けた利用者の方から申出があった場合に、電気料金の支払期限の延長、不使用月の電気料金(基本料金の半額)の免除等を実施しています。詳しくは、東北電力コールセンター (TEL : 0120-175-466) までお問い合わせください。

◆電話料金

被災による設備故障で電話を利用できなかった場合、避難指示・避難勧告等によって電話を

利用できなかった場合は、その期間の電話サービスの基本料金等を無料としています。詳しくは、NTT東日本料金お問い合わせ受付センター（TEL：0120-032277）までお問い合わせください。

◆NHK受信料

被災地域にお住まいで、建物が半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた方、又は避難勧告、指示、退去命令を継続して1か月以上受けている方は、NHKの受信料が半年間（8月まで）免除されます。NHKが調査により実施しますので、申請等の手続は不要です。詳しくは、NHKふれあいセンター（TEL:0570-077-077、050-3786-5003）までお問い合わせください。

◆ガス料金

被災地域のガス事業者等では、ガス料金の支払期限の延長、不使用月の基本料金の免除を行っています。

詳しくは、お住まいの地域のガス事業者までお問い合わせください。

Q46 震災のため地上デジタル放送化への対応が困難になった。

◆ 岩手、宮城、福島 の3県において、地上デジタル放送への完全移行は、平成24年3月31日に延期されることとなりました。また、被災された世帯や被害を受けた施設等に対する支援制度があります。

◇ チューナーの無償給付

家屋が被害（損壊の程度が半壊や床上浸水以上）を受けた世帯や避難勧告や退去命令等を継続して1か月以上受けている世帯に対して、地デジチューナーの無償給付を行っています。申込や詳細については、次の窓口までお問い合わせください。

○ 総務省 地デジチューナー支援実施センター

TEL：0570-033-840（ナビダイヤル）

044-969-5425（上記ナビダイヤルが利用できない場合）

◇ 共同受信施設の復旧支援

震災によりアパートやマンション等の共同受信施設が被害を受けた場合に、地デジ対応に必要な復旧費用等を助成しています。詳しくは次の窓口までお問い合わせください。

○ 総務省 テレビ受信者支援センター（デジサポ） 助成金相談窓口

TEL：0570-093-724（ナビダイヤル）

03-5623-3121（上記ナビダイヤルが利用できない場合）

◆ 上記の他、地デジに関する全般的な御相談は、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）にお問い合わせください。

○ 総務省 テレビ受信者支援センター（デジサポ） ※ 一般相談窓口

TEL：0570-07-0101（ナビダイヤル）

03-4334-1111（上記ナビダイヤルが利用できない場合）

Q47 高速道路の通行料金について、被災者を対象とした特別措置はあるか。

◆ 6月20日（月）午前0時から、被災者の方が運転又は同乗する車や復興のための物資輸送のトラックやバス（中型車以上）は、東北地方の高速道路（水戸エリア常磐道を含む。）を無料で通行できることとなりました。

○ 被災者の方が使用する車両

被災者の方が通行する際は、入口・出口ともに一般レーンを通行し、出口で通行券とともに災証明書・被災証明書及び運転免許証等の本人確認ができる書面の原本（原発事故による避難者については、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に住所を有することを証明する書面（免許証等））を提示してください（ETCレーンを通行した場合、無料になりません。）。実施期間は平成24年6月19日までです。

○ 復興のための物資輸送のための車両

通行する際は、入口・出口ともに一般レーンを通行してください。実施期間は平成23年8月31日までです。

- ◆ なお、上記の措置に伴い、一部のエリアで行われていた無料化社会実験及び休日1,000円の上料金制は、6月20日（月）午前0時から一時凍結されました。

Q48 新聞報道では、東日本大震災の被災地の規制緩和が取りまとめられたとあるが、どこに照会すればよいか。

- ◆ 「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況」が取りまとめられたとの新聞報道がありますが、これは各府省が被災地において行うこととしている規制緩和策を取りまとめたものであり、内閣府行政刷新会議のホームページをご覧ください。

○行政刷新会議ホームページ

<http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/> TEL:03-5253-2111

Q49 「相続放棄」などの申立期限は、どのようになっているか。

- ◆ ある方(被相続人)が亡くなると、その相続人は、被相続人の一切の財産を受け継ぐ(相続すること)になりますので、被相続人が借金等の債務を負っていた場合は、相続人は、その債務も引き継ぐことになります。相続人が被相続人の借金等の債務を引き継ぎたくないときは、「相続放棄」をすることにより、その債務を引き継がないことができます。ただし、相続放棄をすると、被相続人の債務だけでなく、被相続人が有していた財産(土地や預貯金等の権利)も引き継がないことになります。(なお、被相続人の借金などがどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等には、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務を引き継ぐ限定承認という制度もあります。)
- ◆ 「相続放棄」をするためには、被相続人がお亡くなりになった事実を知るなど、御自身の相続の開始を知ったときから3か月以内に、家庭裁判所での手続きが必要ですが、東日本大震災により被災された方で、条件を満たす方については、民法の特例が適用され、この期間が平成23年11月30日まで延長されている場合があります。
- ◆ お問い合わせ先：法テラスサポートダイヤル
0570-078374（月から金 9時から21時 土 9時から17時）

Q50 遺体が発見されていない場合でも、死亡届を提出できるのか。

- ◆ 東日本大震災で被災された方で、御遺体が発見されていない方についても、死亡届を市区町村に提出できます。この場合には、次の書類をご用意ください。

① 届出人の申述書、 ② 死亡したと考えられる方の被災状況を現認した者等の申述書、
③ 在勤証明書又は在学証明書等の死亡したと考えられる方が東日本大震災の発生時に被災地域にいたことを強く推測させる客観的資料、④ 死亡したと考えられる方の行方が判明していない旨の公的機関からの証明書等、⑤ 僧侶等が葬儀をした旨の証明書等のその他参考になる書面

- ◆ 市区町村の戸籍窓口で死亡届を受け付けてもらうためには、少なくとも①の書類を御用意いただく必要がありますが、②から⑤までの書面についても、可能な限り、御用意ください。
- ◆ なお、死亡届が受理（戸籍に記載される）されると、相続が発生し、あらゆる法律関係を整理・清算する必要が生じますので、死亡届を提出するに当たりましては、親族等関係者と十分に御相談ください。
- ◆ また、市区町村の窓口で死亡届を提出した場合でも、必ず受理されるとは限らず、死亡の事実を認定できないと判断したときには、不受理（戸籍に記載されない）となる場合もあります。御不明な点があるときは、各市区町村を管轄する法務局の戸籍課へお問い合わせください。

Q52 被災地の地方選挙はいつ実施されるのか。

- ◆ 震災の影響で9月22日まで地方選挙が延期されている岩手、宮城、福島など4県の53市町村のうち、宮城、福島の両県議選と宮城県の3町と福島県の8市町村が期限内に選挙ができる見通しが立っていないため、12月31日まで期限を再延長する改正法案を衆議院政治倫理確立・公選法改正特別委員会に提出する方向で調整されております。

新潟県内の国の行政機関

監督署名	所在地	電話・FAX	管轄区域
新潟	〒951-8577 新潟市中央区川岸町1-56	TEL (025) 266-3131 FAX (025) 266-3135	新潟市（秋葉区・南区を除く）
長岡	〒940-0022 長岡市東新町1-6-8	TEL (0258) 33-8711 FAX (0258) 33-8713	長岡市（旧川口町を除く） 柏崎市、出雲崎町、刈羽村
上越	〒943-0803 上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎	TEL (025) 524-2111 FAX (025) 524-2964	上越市、糸魚川市、妙高市
三条	〒955-0055 三条市塚野目2-5-11	TEL (0256) 32-1150 FAX (0256) 32-1153	三条市、加茂市、燕市、 見附市、弥彦村、田上町
新発田	〒957-8506 新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎	TEL (0254) 27-6680 FAX (0254) 27-6715	新発田市、村上市、 阿賀野市、胎内市、聖籠町、 関川村、粟島浦村
新津	〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎	TEL (0250) 22-4161 FAX (0250) 22-4162	新潟市のうち秋葉区・南区、 五泉市、阿賀町
小出	〒946-0004 魚沼市大塚新田87-3	TEL (025) 792-0241 FAX (025) 792-4217	長岡市のうち旧川口町、 小千谷市、魚沼市、 南魚沼市、湯沢町
十日町	〒948-0073 十日町市大字字都宮9	TEL (025) 752-2079 FAX (025) 752-3864	十日町市、津南町
佐渡	〒952-0016 佐渡市原黒333-38	TEL (0259) 23-4500 FAX (0259) 23-4502	佐渡市

○労働基準監督署

○ハローワーク

安定所名	所在地	電話・FAX	管轄区域
新潟	〒950-8532 新潟市中央区万代3-4-38	TEL (025) 244-0131 FAX (025) 244-9100	新潟市のうち北区・東区・ 中央区・江南区・西区
長岡	〒940-8609 長岡市中沢町字太田500-1	TEL (0258) 32-1181 FAX (0258) 34-4844	長岡市（旧川口町を除く）
小千谷出張所	〒947-0028 小千谷市城内2-6-5	TEL (0258) 82-2441 FAX (0258) 83-2836	小千谷市、長岡市のうち旧川口 町

安定所名	所在地	電話・FAX	管轄区域
上越	〒943-0803 上越市春日野1-5-22上越地方合同庁舎内	TEL(025)523-6121 FAX(025)522-3148	上越市(板倉区・中郷区を除く)
妙高出張所	〒944-0048 妙高市下町9-3	TEL(0255)73-7611 FAX(0255)72-3871	妙高市、上越市のうち 板倉区・中郷区
三条	〒955-0053 三条市北入蔵1-3-10	TEL(0256)38-5431 FAX(0256)38-1729	三条市、加茂市、 見附市、田上町
柏崎	〒945-8501 柏崎市田中26-23 柏崎地方合同庁舎内	TEL(0257)23-2140 FAX(0257)22-9932	柏崎市、出雲崎町、刈羽村
新発田	〒957-8506 新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎内	TEL(0254)27-6677 FAX(0254)27-6670	新発田市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町
新津	〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎内	TEL(0250)22-2233 FAX(0250)22-7925	新潟市のうち秋葉区・南区、 五泉市、阿賀町
十日町	〒948-0004 十日町市下川原町43	TEL(025)757-2407 FAX(025)752-6402	十日町市、津南町
糸魚川	〒941-0067 糸魚川市横町5-9-50	TEL(025)552-0333 FAX(025)552-7129	糸魚川市
巻	〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲4087	TEL(0256)72-3155 FAX(0256)72-8348	新潟市のうち西蒲区、 燕市、弥彦村
南魚沼	〒949-6609 南魚沼市八幡20-1	TEL(025)772-3157 FAX(025)772-8259	南魚沼市、湯沢町
小出出張所	〒946-0021 魚沼市佐梨682-2	TEL(025)792-8609 FAX(025)792-0752	魚沼市
佐渡	〒952-0011 佐渡市両津夷269-8	TEL(0259)27-2248 FAX(0259)23-3339	佐渡市
村上	〒958-0033 村上市緑町1-6-8	TEL(0254)53-4141 FAX(0254)53-5229	村上市、関川村、粟島浦村

○年金事務所

年金事務所	所在地	電話番号
新潟東	〒950-8552 新潟市中央区新光町1-16	(025)283-1013 (代表)
新潟西	〒951-8558 新潟市中央区西大畑町5191-15	(025)225-3008 (代表)

年金事務所	所在地	電話番号
長岡	〒940-8540 長岡市台町2-9-17	(0258)88-0006 (代表)
上越	〒943-8534 上越市西城町3-11-19	(025)524-4115 (代表)
柏崎	〒945-8534 柏崎市幸町3-28	(0257)38-0568 (代表)
三条	〒955-8575 三条市興野3-2-3	(0256)32-2820 (代表)
新発田	〒957-8540 新発田市新富町1-1-24	(0254)23-2128 (代表)
六日町	〒949-6692 南魚沼市六日町字北沖93-17	(025)716-0802 (代表)

○税務署

税務署	連絡先 (代表)	管轄区域
糸魚川	(025)552-0381 (代表)	糸魚川市
小千谷	(0258)83-2090 (代表)	長岡市(旧川口町)、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町
柏崎	(0257)22-2131 (代表)	柏崎市、刈羽村
佐渡	(0259)74-3276 (代表)	佐渡市
三条	(0256)32-6211 (代表)	三条市、加茂市、見附市、田上町
新発田	(0254)22-3161 (代表)	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町
高田	(025)523-4171 (代表)	上越市、妙高市
十日町	(025)752-3181 (代表)	十日町市、津南町
長岡	(0258)35-2070 (代表)	長岡市(旧川口町を除く)、出雲崎町
新潟	(025)229-2151 (代表)	新潟市のうち北区・東区・中央区・江南区・南区・西区
新津	(0250)22-2151 (代表)	新潟市のうち秋葉区、五泉市、阿賀町
巻	(0256)72-2355 (代表)	新潟市のうち西蒲区、燕市、弥彦村
村上	(0254)53-3141 (代表)	村上市、関川村、粟島浦村

新潟県内市区町村の連絡先(代表)

市町村名	電話番号	所在地	市町村名	電話番号	所在地
新潟市	025-228-1000	新潟市中央区学校町通 1番町602番地1	糸魚川市	025-552-1511	糸魚川市一の宮1-2-5
北区	025-387-1000	新潟市北区葛塚3197	妙高市	0255-72-5111	妙高市栄町5-1
東区	025-272-1000	新潟市東区古川町4-12	五泉市	0250-43-3911	五泉市太田1094-1
中央区	025-223-1000	新潟市中央区学校町通 1番町602-1	上越市	025-526-5111	上越市木田1-1-3
江南区	025-383-1000	新潟市江南区泉町3-4-5	阿賀野市	0250-62-2510	阿賀野市岡山町10-15
秋葉区	0250-23-1000	新潟市秋葉区程島2009	佐渡市	0259-63-3111	佐渡市千種232
南区	025-373-1000	新潟市南区白根1235	魚沼市	025-792-1000	魚沼市小出島130-1
西区	025-268-1000	新潟市西区寺尾東3-14-41	南魚沼市	025-773-6660	南魚沼市六日町180-1
西蒲区	0256-73-1000	新潟市西蒲区巻甲2690-1	胎内市	0254-43-6111	胎内市新和町2-10
長岡市	0258-35-1122	長岡市幸町2-1-1	聖籠町	0254-27-2111	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635-4
三条市	0256-34-5511	三条市旭町2-3-1	弥彦村	0256-94-3131	西蒲原郡弥彦村大字矢作402
柏崎市	0257-23-5111	柏崎市中央町5-50	田上町	0256-57-6222	南蒲原郡田上町原ヶ崎新田 3070
新発田市	0254-22-3101	新発田市中央町4-10-4	阿賀町	0254-92-3111	東蒲原郡阿賀町津川580
小千谷市	0258-83-3511	小千谷市城内2-7-5	出雲崎町	0258-78-3111	三島郡出雲崎町大字川西140
加茂市	0256-52-0080	加茂市幸町2-3-5	湯沢町	025-784-3451	南魚沼郡湯沢町大字神立300
十日町市	025-757-3111	十日町市千歳町3-3	津南町	025-765-3111	中魚沼郡津南町大字下船渡 戊585
見附市	0258-62-1700	見附市昭和町2-1-1	刈羽村	0257-45-2244	刈羽郡刈羽村大字害町新田 215-1
村上市	0254-53-2111	村上市三之町1-1	関川村	0254-64-1441	岩船郡関川村大字下関912
燕市	0256-92-2111	燕市吉田日之出町1-1	粟島浦村	0254-55-2111	岩船郡粟島浦村字日ノ見山 1513-11

民間アパート等を活用した仮設住宅への入居のご案内について

新潟県では、このたびの東日本大震災により避難されている福島県・宮城県・岩手県の方を対象に、新潟県内の民間アパート等を活用した応急仮設住宅（民間借上げ仮設住宅）を提供します。

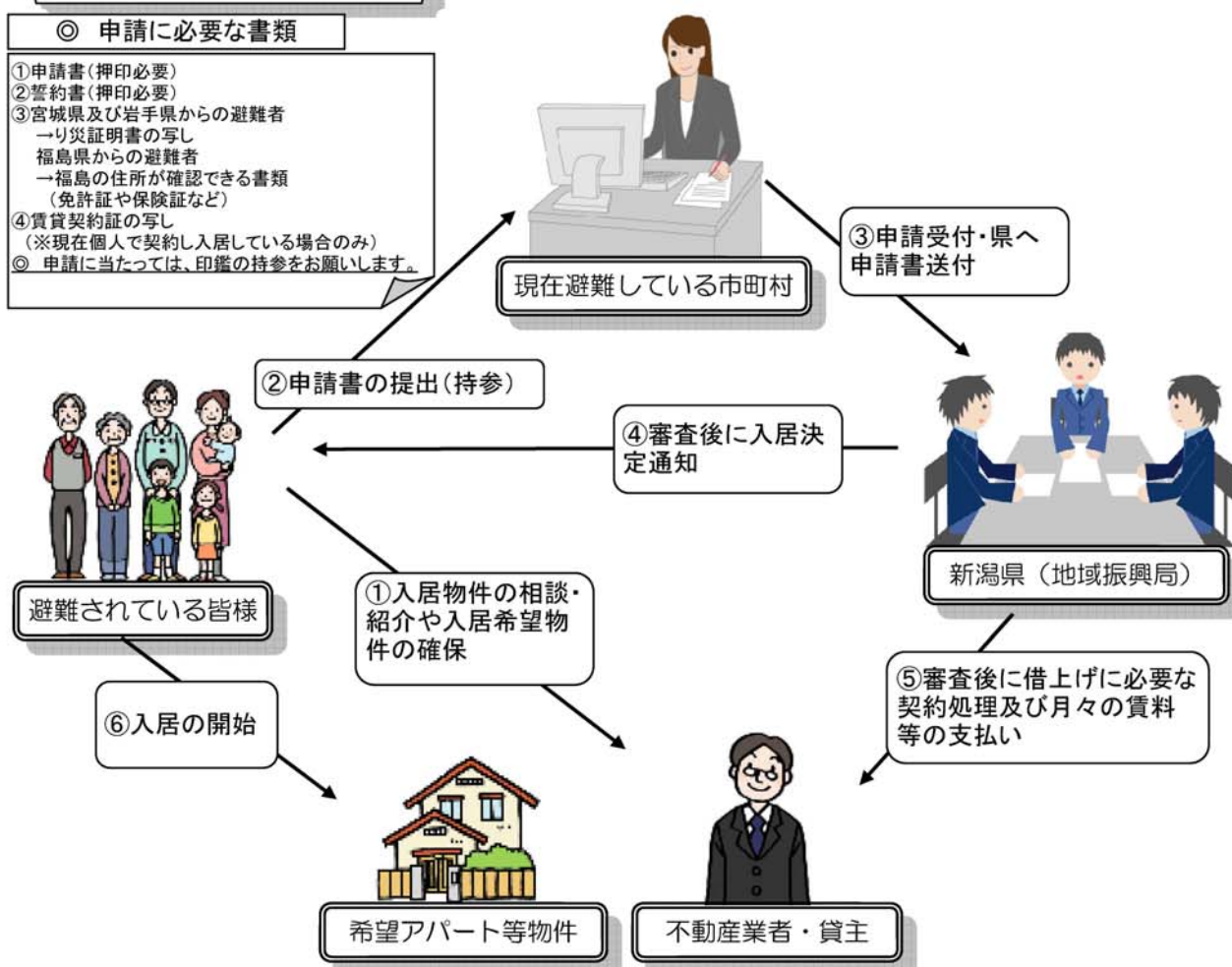
(本制度のポイント)

- ・ 東日本大震災により福島県・宮城県・岩手県から避難している方が対象です。
- ・ 避難者ご自身が民間アパート等を探し、新潟県が借上げを行い提供します。
入居される方は、借りるための初期費用や月々の家賃の負担はありません。
- ・ 入居者4名以下は家賃6万円、5名以上は9万円までの物件が借上げ対象になります。
- ・ 入居期間は、今年度末までとし、必要な場合は、最長入居日から2年間まで延長します。
- ・ 希望の物件を確保した世帯は、現在避難している市役所・町村役場に申請書を提出してください。
内容を新潟県で審査し、適当と認められれば、新潟県と貸主の契約を経て、皆様に入居していただきます。

(詳しくは、次ページの「Q&A」をご覧ください)

平成23年7月1日（金）から8月31日（水）まで、皆様の避難している市役所や町村役場で申請を受け付けます。

申請から入居への手続きの流れ



(本制度に関するお問い合わせ)
新潟県防災局 広域支援対策課 支援グループ
TEL: 025-282-1775

制度に関するQ&A



どれくらいの期間入居できるの？

一旦今年度末(来年3月末)としますが、今後の状況を判断しながら必要な場合は延長を行うこともあります。



家賃を補助してもらえるの？

家賃の補助ではありません。皆様が希望した物件を新潟県が直接借り上げた上で皆様に入居していただくことになります。



避難してきた世帯は誰でも申請できるの？

福島県から避難してきた方は原発の避難区域などに関係なく、すべての世帯が対象となります。宮城県及び岩手県から避難してきた方については、り災証明により家屋が全壊や大規模半壊等とされている世帯が対象となります。



どのような物件であれば新潟県で借上げしてもらえるの？

4名までで入居される場合は家賃(共益費・管理費・駐車場代込み)6万円までの物件、5名以上で入居される場合は家賃9万円までの物件です。



入りたい物件はどうやって探せばいいの？

お近くの市役所や町村役場などに、借り上げ可能な「物件リスト」がありますので、そちらをご覧ください。また、新潟県のホームページでも閲覧できます。



物件リストにあるアパート以外の物件には入居できないの？

リスト以外の物件についても、家賃が基準額以内であり、貸主(大家さん)が、新潟県との借上げ契約について了解が得られた場合は対応できます。



すでに入居しているアパートでも借上げてもらえるの？

家賃等が基準以内であり、貸主(大家さん)が、新潟県との借上げ契約について了解が得られた場合は対応できます。



入居後、自分で負担しなければならない費用はあるの？

月々の家賃については、負担はありません。一方、食費や光熱水費、蛍光灯の交換等、家屋の軽微な修繕費や、町内会費は入居者ご自身で負担していただきます。



夫は仕事の関係で福島県内の仮設住宅に入居していますが、私と子供だけでも入居できるの？

仕事の都合により、家族がやむなく離れて生活する際も対象とします。ただし、入居人数については、新潟県内で生活をする方のみとします。(例:土日のみ新潟県に来られる方は、入居人数にカウントできません。)



参考2：福島県の相談窓口

災害対策本部	024-521-2101
行方不明者相談窓口	024-522-2151 (8時30分～17時15分)
医療機関に関する相談	024-521-7221 (8時30分～17時15分)
疾病に関する相談	024-521-7881 (8時30分～17時15分)
医薬品に関する相談	024-521-7232 (8時30分～17時15分)
障がい福祉に関する相談	024-521-7170 (8時30分～17時15分)
高齢福祉施設に関する相談	024-521-7164 (8時30分～17時15分)
介護保険に関する相談	024-521-7745 (8時30分～17時15分)
国民健康保険に関する相談	024-521-7203 (8時30分～17時15分)
教育に関する相談	024-523-1710、1720 (8時30分～17時15分)
経営・労働相談の総合受付	080-2807-7017 (8時30分～17時15分)
経営に関する相談	024-525-4039 (8時30分～17時15分)
金融に関する相談	024-521-7291 (8時30分～17時15分)
労働に関する相談	0120-610-145 (8時30分～17時15分)
就職に関する相談	024-525-0047 (10時～19時)
県税に関する相談(自動車税)	024-521-7070 (8時30分～17時15分)
県税に関する相談(納税証明書)	024-521-7069 (8時30分～17時15分)
消費に関する相談	024-521-0999 (8時30分～17時15分)
一般廃棄物、し尿処理	024-521-7249 (8時30分～17時15分)
公害に関する相談	024-521-7256 (8時30分～17時15分)
産業廃棄物、不法投棄対策	024-521-7264 (8時30分～17時15分)
農林水産業に関する相談	024-521-7319 (8時30分～21時)
土木施設に関する相談	024-521-7869 (8時30分～17時15分)
放射線に関する相談	024-521-8127 (8時30分～21時)
住宅(公営、民間借上)に関する相談	024-521-7698、7867
住宅の県外避難者支援担当	024-523-4157
ボランティアセンター	024-522-6540 (9時～19時)
福島県双葉郡支援センター	0120-006-865 (8時～22時)
災害義援金について	024-521-7322
原発事故に関する損害賠償等について	024-523-1501 (8時30分～21時)
福島県国際交流協会	024-524-1316 (9時～16時)

参考3：役場が移転している福島県内の市町村の窓口

- ◆ 以下の市町村では、役場機能が移転しています(7月10日現在)。
- 広野町** TEL：0246-43-1330、1331 (いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)
FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場社屋内
- 楢葉町** TEL：0242-56-2155 (会津美里町字北川原41) 会津美里町本郷庁舎内
TEL：0246-46-2551、2552 (いわき出張所(いわき明星大内))
- 富岡町** TEL：0120-336-466 (郡山市南2丁目52番地) ビッグパレットふくしま内
- 川内村** TEL：024-946-3375、3378、3382、8828 (富岡町に同じ)
- 大熊町** TEL：0242-26-3844 (会津若松市追手町2番41号) 会津若松市役所追手町第二庁舎内
- 双葉町** TEL：0480-73-6880 (埼玉県加須市騎西598-1) 旧騎西高校
- 浪江町** TEL：03-5638-5055 (二本松市郭内1丁目196-1) 県男女共生センター内
- 葛尾村** TEL：0242-83-0271 (会津坂下町稲荷塚77) 旧福島地方法務局坂下出張所
- 飯館村** TEL：024-562-4200 (福島市飯野町字後川10番地の2) 旧飯野町役場庁舎内

(注) 福島行政評価事務所が作成した「平成23年度福島県版 被災者のための主な相談窓口案内」から抜粋。